



千葉労働局発表
令和2年9月1日

1の照会先

千葉労働局労働基準部賃金室

室長 村山 美河子

室長補佐 北川 能章

(電話) 043-221-2328

2及び3の照会先

千葉労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官

工藤 仁美

室長補佐 進藤 誠

(電話) 043-306-1860

報道関係者 各位

千葉県最低賃金を時間額 925 円に引上げ

－効力発生日は令和2年10月1日－

千葉労働局長（局長：友藤智朗）は、千葉県最低賃金を2円引き上げ、時間額925円に改正することを決定し、本日官報公示しました。

1 本年7月6日、千葉労働局長から千葉地方最低賃金審議会（会長：大澤克之助）に、千葉県最低賃金（地域別最低賃金）の改正について、諮問を行いました。

同審議会は、審議の結果、8月5日に、①現行の時間額923円を2円引き上げて925円に改正する（引上げ率0.22%）、②効力発生日（発効日）を令和2年10月1日とすることなどを内容とする答申を千葉労働局長に行いました。

これを受けて、千葉労働局長は、答申内容の公示等所要の手続きを経て、千葉県最低賃金を時間額925円に改正することを決定し、本日官報公示しました。効力発生日は令和2年10月1日です。

2 千葉労働局では、最低賃金引上げに向けた環境整備に係る中小企業・小規模事業者支援として、「業務改善助成金」の活用を推進しています。

○ 業務改善助成金（リーフレット参照）

事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金－千葉県最低賃金から30円以内－）を30円以上引き上げ、設備投資等を行った事業主に対して、最大450万円（90円コースの場合）の助成金が支給されます。

→千葉労働局雇用環境・均等室（電話043-306-1860）

3 千葉労働局では、様々な経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「千葉働き方改革推進支援センター」（電話0120-17-4864・リーフレット参照）を設置しています。同センターでは、最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業への支援として、生産性向上に向けた取組や、上記助成金の申請の相談等に応じています。

.....

<参考1：最低賃金について>

○ 千葉県最低賃金について

地域別最低賃金である千葉県最低賃金は、産業、職種、常用・臨時・パート等の属性、年齢等にかかわらず、千葉県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。千葉県最低賃金額以上の賃金を支払わない使用者は、最低賃金法第4条違反として罰則（50万円以下の罰金）の対象となります。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

○ 最低賃金に参入されない賃金

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ③ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

<参考2：最近5年間の千葉県最低賃金の改正状況>

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
最低時間額	842円	868円	895円	923円	925円
引上げ額	25円	26円	27円	28円	2円
対前年度引上げ率	3.06%	3.09%	3.11%	3.13%	0.22%

○ 最低賃金が時間額に一本化された平成14年度以降、最低賃金額が据え置きとなったのは、平成15年度に1回、1円（対前年度引上げ率0.15%）の引上げとなったのは平成16年度に1回あります。今回の2円の引上げ（同0.22%）は、それに次ぐ引上げ額となっています。

なお、平成14年度以降の引上げ最高額は、令和元年度の28円（引上げ率3.13%）であり、次いで平成30年度の27円（同3.11%）となっています。

○ 平成元年度以降の千葉県の最低賃金の推移については、別表のとおりです。